

企画競争説明書

業務名称：シエラレオネ国コメ生産改善プロジェクト

調達管理番号：23a00547

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月30日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年8月30日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：シエラレオネ国コメ生産改善プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2028年10月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第一期：2023年11月 ～ 2024年10月

第二期：2024年11月 ～ 2026年10月

第三期：2026年11月 ～ 2028年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

第1回（契約締結後）：契約金額の40%を限度とする。

【第2期】

第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

【第3期】

第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Toyoura.Taishu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月 5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月 6日 12時
3	質問への回答	2023年 9月 11日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 9月 22日 12時
6	プレゼンテーション	2023年 9月 27日 14時～
7	評価結果の通知日	2023年 10月 3日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
 - 2) 積極的資格要件
 - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除
以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
・特定の排除者はありません。
- (3) 共同企業体の結成の可否
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。
なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
 - 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
 - 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付

して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
 - ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～5）の経費と6）～7）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
 - 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
 - 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「シエラレオネ国コメ生産改善プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

シエラレオネ共和国（以下、「シエラレオネ」という。）の農業は、GDPの約6割（世界銀行、2020年）を占め、雇用に占める割合は2004年の約7割から2019年には約5割（世界銀行）まで減少しているものの、同国の経済開発・貧困削減にとって依然重要な産業に位置付けられる。

シエラレオネは、年間一人当たり100 kg以上のコメを消費するアフリカでも有数のコメ消費国である。コメの国内生産量は2014年の約80万トン/年（精米ベース）から、2015年にはエボラ出血熱の流行で58万トンまで減少した後、2020年時点では70万トン/年まで回復しているが、消費増に伴いコメ輸入量は2014年の約31万トンから2020年には43万トンまで増加し（FAO STATS）、輸入に伴う外貨流出額も1.22億USDから1.5億USDに増加している。

国産米を増産し、現状の収量平均1.6トン/haから2.5トン/haへ増やすことでコメの自給率100%の達成を図り、2030年には3.5トン/haまで増やすことで国内自給率127%に達し、コメ輸出を検討する事が可能となる（NRDS2）。シエラレオネの主な稲作は、天水畑地陸稲と天水低湿地水稻である。陸稲栽培は、稲作栽培可能地の約6割を占める水はけのよい畑地で行われ、平均収量は0.7~1.3トン/haと低い。低湿地水稻は、主に年間を通じて湿潤で、2-3期作も可能となる小規模河岸低湿地（Inland Valley Swamp：IVS）で行われている。IVSは稲作耕作地全体の約26%を占め、現在の平均収量は1.4~1.9トン/haであるが、排水等を整備した改良型IVSでは3.0~4.0トン/haとなる等、IVSにおけるコメ生産性の増加に注目が集まっている（SLNRP：Sierra Leone National Rice Policy, 2020）。

シエラレオネの農業セクター開発・投資計画である「国家持続的農業開発計画（NSADP）」（2010年~2030年）の柱の一つである「農作物の商業化」において、コメは重点作物として位置づけられている。またAgricultural Transformation Programme（2019）では機械化を含め、民間の活用により農業の近代化を推進しており、自給達成によって食糧安全保障に貢献すること

が期待されている。加えて、「国家稲作政策（Sierra Leone National Rice Policy: SLNRP）」および「国家コメバリューチェーン開発計画（Rice Value Chain Development Strategy: SLRVCDs）」において、官民パートナーシップによる普及促進、コメバリューチェーン開発の取組が掲げられている。

JICAはシエラレオネにおいて技術協力プロジェクト「カンビア県農業強化支援プロジェクト」（2006年～2009年）及び、技術協力プロジェクト「持続的稲作開発プロジェクト」（2010年～2014年）を実施し、主に同国北部に位置するカンビア県において、稲作生産性向上のための各技術について体系的に取りまとめられた稲作栽培技術手法の作成及び農家への普及活動を支援し、全国に普及しうる技術が開発された。先行案件である「持続的コメ生産プロジェクト（Sustainable Rice Production Project: SRPP）」（2017年～2022年）では、稲作栽培技術手法の更なる改良と近隣3県（ボンバリ県、ポートロコ県、カレネ県）を含む4県での普及活動が実施され、改良稲作栽培技術手法は農業・食糧安全保障省（MAFS: Ministry of Agriculture and Food Security）の公式技術書として採用されるに至っている。

他方で、シエラレオネの農業普及体制が脆弱であること等により技術書の全国普及が思うように進んでいない。左記を受け、シエラレオネ政府は特にIVSでのコメ増産を推し進めるため、IVS地域における技術書の普及拡大ならびに優良種子増殖サイクルを含む技術書の改訂・開発に関する要請がなされた。

上記要請を踏まえ2022年7月に実施した基本計画策定調査において、「稲作栽培技術手法の運用・実施面をレビューし、ボトルネックを明らかにすること」、「稲作研究者の基礎能力が向上し、種子増産体制が検討されること」、「稲作普及体制の強化」が本件で取り組むべき課題であることを確認。同調査結果を踏まえ、第3条記載のプロジェクト概要にて本プロジェクトを実施する。

第3条 プロジェクトの概要

1) プロジェクト名：

コメ生産改善プロジェクト

Rice Productivity Improvement Project (RPIP)

2) 上位目標と指標

上位目標：シエラレオネ全土のIVSにおけるコメ生産性が向上する。

指標1：XX県で改良稲作栽培技術手法の普及が行われる。

指標2：新たにXX軒の種子生産農家が認証される。

3) プロジェクト目標と指標：

プロジェクト対象県の稲作を行う農業者組織（Farmer Based Organization: FBO）の農家が改良稲作栽培技術手法に基づいた自立的な稲作経営を継続する。

指標 1：研修を受けた FBO の XX%が翌年も改良稲作栽培技術手法を用いた稲作を継続する。

指標 2：独立 FBO¹のコメ圃場面積が XX%増加する。

4) 成果

成果 1：ボトルネック特定のため、改良稲作栽培技術手法について経済的な側面から再検討が行われる。

指標 1：調査結果に基づいて技術書の内容が再検討される。

成果 2：カンビア県普及員およびロクプール農業研究所（Rokupr Agricultural Research Center：RARC）によって、種子生産計画が立案・実行される。

指標 1：RARC における稲作栽培技術手法の継続的な改善が実施される。

指標 2：XX 軒の農家が種子生産者として認証される。

成果 3：現地人材を中心とした稲作普及システムが強化される。

指標 1：ブロック普及員から少なくとも XX 名のマスタートレーナー²が育成される。

指標 2：モデル FBO から XX 以上の周辺 FBO に改良稲作栽培技術手法が普及される。

指標 3：他ドナー・機関が運営するプロジェクトにより改良稲作栽培技術手法が普及される。

5) 活動の概要

活動 1-1：農家の経済的側面（コスト・ベネフィット）を考慮した改良普及実践調査方法を検討・決定する。

活動 1-2：経済的側面を考慮した調査結果を評価する。

活動 1-3：JCC（TC）にて改良稲作栽培技術手法の再検討箇所を決定し、改訂する。

活動 2-1：カンビア県と RARC の普及員により、RARC での種子生産計画を立案・実施する。

活動 2-2：成果 1 のレビュー結果に基づき、RARC において取り組むべき研究業務内容が作成され、実施される。

¹ FFS（Farmer Field School：農民野外学校）にて稲作栽培技術手法を習得した FBO（Farmer Based Organization：農民組織）は「卒業 FBO（Graduate FBO）」として

稲作栽培技術手法の効果を展示すること、および近隣 FBO へ技術移転することが期待されている。卒業 FBO は、翌年には「独立 FBO（Independent FBO）」と位置付けられている。

² BES により他 BES および FEW、FBO への研修実施が可能なるための ToT 実施を想定。

- 活動 2-3 : FEWs (農業普及員) が特定した課題の解決策に関する調査を実施する。
- 活動 2-4 : RARC 周辺のコミュニティから、認証農家となりうる農家グループを選定する。
- 活動 2-5 : RARC が FBO とともに改良稲作栽培技術手法を用いて種子生産を行う。
- 活動 2-6 : 上記の調査結果を農業省にフィードバックする。
- 活動 3-1 : 対象地区における普及基盤を確立する。
- 活動 3-2 : 農業普及員 (BES)³ と職員向けの改良稲作栽培技術手法研修を実施する。
- 活動 3-3 : 農業普及員 (FEW)⁴ を対象とした改良稲作栽培技術手法研修を実施する。
- 活動 3-4 : 対象 FBO から農家選定を行う。
- 活動 3-5 : 各ターゲット FBO に改良稲作栽培技術手法の実証農場を設立する。
- 活動 3-6 : 対象 FBO の農家に、BES と FEW がジェンダーバランスを考慮した改良稲作栽培技術手法研修を実施する。
- 活動 3-7 : 農業普及員 (FEW) による、研修を受けた農家の稲作活動 (実証農場と個人農場) のモニタリングと調査を行う。
- 活動 3-8 : 「モデル FBO/FBO 農民」の特定、認定を行う。
- 活動 3-9 : 農民間普及の状況をモニタリング・調査する。

6) プロジェクトサイト/対象地域名

シエラレオネ全国の稲作を行う IVS 及びロクプール農業研究所 (Rokupr Agricultural Research Center : RARC)

(先行案件の対象 4 県 (Kambia, Port Loko, Bombali, Karene) から開始し、詳細計画策定調査により 4 県 (南部州 2 県、東部州 2 県を想定) を追加する。)

7) 受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者 : 対象 IVS を担当する農業普及員 (Block Extension Supervisors : BESs、Frontline Extension Workers : FEWs)、稲作を行う農業者組織 (Farmer Based Organization : FBO) の農家 (研修受講者)、ロクプール農業研究所職員

³農業省所属の普及員 : BES (Block Extension Supervisor : ブロック普及員)。

⁴ボランティアによる普及員 : FEW (Frontline Extension Worker : 現場普及員)

FEWはFBOに対し技術提供・監督を行う個人またはグループ。

最終受益者：支援対象農家

8) 事業実施期間

2023年11月～2028年10月を予定（計60ヶ月）

9) 相手国側実施機関

農業・食糧安全保障省（Ministry of Agriculture and Food Security : MAFS）普及局、県農業事務所、ロクプール農業研究所（Rokupr Agricultural Research Center : RARC）

第4条 業務の目的

本業務は、シエラレオネ国において、コメ生産に関する調査・研究により既存の稲作栽培技術手法の必要な改良を行い、全国のIVSにおける農家研修で活用することにより、小規模農家の稲作生産性向上を実現し、もって小規模農家の生計向上及び同国のコメ自給率向上に貢献するものである。

第5条 業務の範囲

本業務は、発注者が2023年3月下旬にシエラレオネ国農業・食糧安全保障省と締結した基本合意文書（R/D : Record of Discussions）に基づき実施されるプロジェクトの枠内で「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施のスケジュール

本プロジェクトは基本計画策定調査、詳細計画策定調査の二段階で計画策定を行うものであり、2022年7月にかけて基本計画策定調査を実施した。プロジェクト期間は2023年11月（予定）から5年間とし、2024年7月頃（予定）に詳細計画策定調査を行い、事業開始後1年以内に事業事前評価表を策定する。その後、同計画に沿って本格活動を実施する。なお、プロジェクトの開始日は、C/P と日本人専門家によるキックオフ会議の開催日とする。

(2) 業務契約期分け

本業務については以下の契約期分けを想定している。（予定）

第一期：2023年11月～2024年10月（12ヵ月）

第二期：2024年11月～2026年10月（24ヵ月）

第三期：2026年11月～2028年10月（24ヵ月）

第一期については、詳細計画を策定する期間とし、この契約期間内に計画策定を行う。早期に計画策定がなされた場合、JICA 側と相談のうえ契約変更を行い、第二期を待たずに、本格活動を開始することとする。各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA 側が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。なお、上記の契約期間の分割については、受注者が適切と考える業務工程計画、期分け期間等があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(3) CAADP プロセスとの協調

シエラレオネは、2003 年にアフリカ連合首脳会議のマプト宣言により策定された「包括的アフリカ農業開発プログラム (Comprehensive African Agricultural Development Programme (CAADP))」の署名国である。CAADP は 4 つの施策の実施 (①農地及び水資源管理、②インフラ整備と市場アクセス拡大、③食糧増産による貧困削減、④研究成果の技術移転) と、アフリカ各国政府予算の 10% を農業に振り分けることを目指す。このプログラムの下、同国の農業セクター開発・投資計画である「国家持続的農業開発計画 2010 - 2030 (National Sustainable Agriculture Development Plan : NSADP)」が 2009 年 9 月に策定され、①農業生産性の向上・促進、②民間セクターによる商業農業の拡大、③研究・普及サービス提供の改善および効果的なリソース管理、④横断的テーマ (ジェンダー、ヘルスケア、持続的な自然環境) の主流化の 4 つの柱の下、ドナーによる事業を含めた全ての農業セクター開発事業が NSADP に沿うように求められている。

NSADP の第一の柱である「①農業生産性の向上・促進」コンポーネントにおいて、コメは砂糖、カカオ、コーヒー、パームなどと共に重点作物として位置づけられており、生産・普及・収穫後処理の各段階における市場を意識した付加価値化を通じて、生産量の増大による自給達成・食糧安全保障および小規模農家の貧困削減に貢献することが期待されている。同コンポーネントは「小規模農家への商業化支援 (Smallholder Commercialization Scheme)」と「中大規模農家への支援 (Medium and Large Farm Producers Promotion Scheme)」に分かれている。本プロジェクトでは、プロジェクト終了後のシエラレオネ政府あるいはドナーによる改良稲作栽培技術手法の全国的な普及、生産性向上に資する高収量種子生産の取組を見据えて、本プロジェクトが CAADP の目指す食糧増産による貧困削減の理念に沿うことを意識した上で、シエラレオネ政府側の CAADP 担当者にプロジェクトの進捗状況、成果を報告し、貢献を説明することで、CAADP プロセスとの協調に積極的な姿勢をアピールすること。

(4) CARD イニシアティブ

シエラレオネは、2018 年までの 10 年間でサブサハラ・アフリカ地域における米生産倍増を目指す「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development : CARD)」イニシアティブの支援対象第一グループに属する。同イニシアティブの下、2009 年に

「国家稲作開発戦略（National Rice Development Strategy: NRDS）」が策定され、低湿地における大幅な単収・作付面積の増加を中心として2018年までにコメの年間国内生産量を300万トン以上に増産させることを目標とした。

しかし、2018年は92万トン（精米ベース：NRDS2）に留まり、需要（国内消費約127万トン）に国内生産が追いついていない。左記を踏まえ、2022年に2030年までにコメ自給を達成するという目標を掲げた同国家稲作開発戦略2（National Rice Development Strategy 2 :NRDS 2）が策定された。

NRDS2 推進のため、農業省内にNRDSタスクフォースが設置され、同タスクフォースがシエラレオネ国内における稲作関連活動をモニタリングする事となっている。本案件実施に当たっては、NRDSタスクフォースとやり取りし、求めに応じ適切に進捗・成果を報告すること。

（5）稲作栽培技術手法改良の方向性⁵⁶

既往プロジェクトでは、稲作に特化した稲作栽培技術手法を作成・改良し、同手法が農業省の公式技術書として採用された。また、技術改良により、収穫の一部を販売し次期作付けの肥料を購入することで持続性を確保する取り組みも行った。他方で、公式技術書の普及に関し、ボランティア普及員による普及体制を計画したものの、技術普及の質にバラつきがあり、想定収量（慣行農法の2倍）に達した農家は一部に留まっている。また、複数回の施肥が必要としているが、一部地域では世界的な肥料価格高騰等の影響で肥料購入が困難となっており、左記状況を踏まえた稲作栽培技術手法、あるいは営農体系としての経済性の検討が必要となっている。本業務では、調査・実証試験等による稲作栽培技術手法の検証に加え、肥料価格高騰の影響など経済的側面も踏まえた上で、稲作栽培技術手法の内容改訂を検討すること。

（6）普及促進

普及促進に関して、農業省普及局、県農業事務所の普及体制だけでは不十分であることが判明しており、稲作に従事するFB0による普及展開が期待される。モデルFB0の特定や、モデルFB0-FB0間の普及促進についても考慮すること。また、既存の紙による技術書の普及に限定せず、デジタル（スマホ活用、動画等）を活用した教材作成、展開方法や、ラジオや新聞、テレビ、SNS等のメディアを介した普及方法についても検討を行い、普及拡大手法を広く検討する。

（7）種子生産計画の方向性⁷

⁵ 稲作栽培技術手法の改良につき、経済的側面を考慮した改善検討項目及び必要な調査、実証試験方法等についてプロポーザルにて提案すること。

⁶ 実証試験等で用いる業務用資機材、供与機材等について、プロポーザルにて提案する事。

⁷ RARCを中心とした種子生産計画の方向性に関する、調査項目、分析方法、種子生産支援方法、稲作栽培技術手法書との関連等についてプロポーザルにて提案すること。

本案件では、既往案件で対象としてきたカンビア県ならびに RARC を中心とした種子生産にも注力し、認証種子生産農家の拡大を図る。ベースライン調査にて種子生産システムに関連する情報収集・分析を行うと共に、既存の稲作栽培技術手法に種子増産サイクルを含む内容の改訂を行う。また、認証種子生産農家向けの技術書作成に関し、既存の稲作栽培技術手法書に加え、RARC の有する技術書等と内容を照らし精査し技術書を作成する。また、将来的に RARC の設備増強も踏まえた無償資金協力の可能性についても検討中であることから、シエラレオネ国における種子生産システム、種子認証、農家での認証種子活用の拡大とその研究体制等についても十分に考慮、検討すること。

(8) ドナー間協力

先行案件 (SRPP) では、WFP と連携協定を締結し、稲作栽培技術手法を WFP の複数プロジェクトで利用するなど、シエラレオネ国内での普及にも貢献している。また、WFP では、当該の技術書を適用した農家から優先的にコメを購入し、主に学校給食の食材として再配布する仕組みを導入している。買取には WFP の定める品質基準をクリアすることや、一定量を確保する必要があるものの、WFP による買取は肥料価格の高騰も考慮した適正価格となることが期待されることから、WFP、農家、JICA にとって利のある連携である。本案件においても WFP 等、他ドナーとの連携による成果拡大を目指した連携の検討を図る。

第7条 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定している。なお、第1段階目（第一期契約）における活動結果等を踏まえ、第2段階目（第二期及び第三期契約）の業務内容の詳細を決定する。

【全体に係る業務】

(1) 業務計画書及びワーク・プランの作成

本業務に係る業務計画書及びワーク・プランを作成し、内容について発注者の承認を得る。ワーク・プランについては、現地業務開始時に先方関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

(2) モニタリングシート（英文）の作成

本プロジェクトにかかる M/M、R/D 等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、シエラレオネ側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシート Ver. 1（英文）に取りまとめる。その後は6か月ごとに C/P と共にモニタリングシートを作成し、JICA シエラレオネ支所に提出する。

(3) 合同調整委員会（JCC）及び技術委員会（TC）の開催支援

少なくとも年に1回合同調整委員会（JCC）及び技術委員会（TC）の開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。なお、委員会開催はMAFSが主導する会議であるため、委員長であるMAFS普及局長及びロクプール農業試験場、参加部局・機関の役割を明確にし、MAFSの主体性と当事者意識を促すように留意する。また効果的な会議のためには、参加者が本プロジェクトについて正しく理解していることが重要である。

（４）ジェンダー配慮

コメの生産プロセスにおいて、田植え、収穫、脱穀等を女性が担当することが多く、農家グループの構成員の過半を占めるケースも散見される。本プロジェクトにおいては、女性がより活用しやすい技術の導入、また家計管理の改善や栄養改善など女性の知識、技術の向上を図る活動・投入を行っていくことも積極的に検討する。人材育成については、男女別に実績のカウントを行う。

（５）第三国研修の検討

第三国研修については、詳細計画策定調査フェーズを経て実施有無を検討する。必要性が認められる場合には、第三国研修/現地セミナーのテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関、第三国研修実施国、実施体制等について検討し、契約変更または次期契約にて対応する事を想定している。

【第一期の業務（2023年11月～2024年10月（12ヵ月）】⁸

（１）ワーク・プランの作成・合意およびベースライン調査

プロジェクトの実施方法等を具体化した業務計画書及びワーク・プランを作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換を行い、ワーク・プランとして合意を得る。ベースライン調査においては、シエラレオネにおける稲作の現状や課題等について、先行案件での報告書等を参照しつつ調査を行い、稲作栽培技術手法の改良や普及、経済的側面からの再検討に必要な情報を収集する。主な調査項目は以下の通りだが、他に必要があると思われる事項があれば、理由とともにプロポーザルで提案する事。なお、ベースライン調査については、再委託も可とする。なお経費については上限額内での扱いとする。⁹

① シエラレオネ全州における稲作の現状・課題等

先行案件で作成した、または農業省が有する技術レポートを基に、不足または更新が必要となる以下情報について収集・分析を行う。また、昨今の肥料価格高騰等による影響についても確認する。

・米生産量、稲作農家数等の稲作に関する基礎情報

（コメ生産コスト、国内販売価格、農家収入の動向等含む）

⁸ ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法、現地再委託の有無等について、プロポーザルにて提案する事。

- ・各 FBO の概要
 - ・シエラレオネにおける普及システムの現状・課題
 - ・現場普及員による普及活動の現状・課題
 - ・先行案件で開発された稲作栽培技術手法の受容・普及状況と課題
 - ・稲作栽培技術手法普及による生産性向上率、農家収入向上率の調査
 - ・種子生産・認証に関する基礎情報
 - ・灌漑状況に関する現状・課題等
 - ・農業機械に関する現状・課題等
- ② 社会経済に係る現状
- ・社会・コミュニティの結束（普及に関連する共同作業等文化的制度やコミュニティにおける農業投入等）
 - ・コメの販売量・価格
 - ・コメ生産における農業投入（肥料、農業資機材）状況
 - ・農家の教育水準、女性農家の稲作労働従事状況
（稲作労働の各プロセスにおける男女間の役割分担、資源アクセス、世帯内での稲作に関する決定権等）
- ③ シエラレオネにおける稲作振興の動き
- ・農業省による稲作振興
 - ・世銀、イスラム開発銀行、IFAD、WFP 等他ドナーの活動状況
- ④ 民間企業等その他アクターの動向
- ⑤ その他必要と考えられる項目
- (2) プロジェクト詳細活動計画・指標の検討
- 第6条(1)のとおり、プロジェクト開始後1年以内に JICA が行う R/D 改訂作業に協力する。具体的には、(1)～(7)の活動を踏まえて、CP 機関と協議を行い、稲作栽培技術手法の主要な改善項目や方向性、その検証に必要な実証試験項目及び手順、種子生産・認証の方向性を含むプロジェクト詳細活動計画を作成する。また、必要な PDM の修正点や、PDM 各指標の再検討を行い目標値について C/P と JICA への助言を行う。
- (3) 稲作栽培技術手法の再検討箇所の検討
- ベースライン調査結果に基づき、普及の実態・課題や、世界的な肥料価格・農業資機材の高騰など経済的な側面も考慮し、稲作栽培技術手法の再検討箇所を決定する。
- (4) 種子生産に関する取り組み
- カンビア県普及員および RARC による種子生産計画の立案支援を行う。また、稲作栽培技術手法における種子生産に関連する項目・手法について RARC と協議の上、継続的な改善を図る。
- (5) 追加プロジェクトサイトの選定
- プロジェクト開始1年後を目途に4県(南部州2県、東部州2県を想定)を追加し、普及支援を実施する。対象県選定に当たっては2024年第2四半

期頃に実施予定の詳細計画策定調査にて、先方政府と協議の上決定する。具体プロジェクトサイトの追加に係る具体サイト選定方法、現地調査手法、関係者等について整理を行う。

- (6) 各県農業省事務所が作成する「年次計画書」、他ドナー連携に資する各種申請・報告書等の策定を支援

シエラレオネでは、稲作技術普及活動に係る予算が十分に設けられていないため、農業省負担事項のうち、CP 予算がどの程度確保できるかは定かではない。県議会への予算申請書作成にかかる支援や、世銀等他ドナー連携による現地活動費支援など、現場活動が円滑に進むよう働きかけを行う。なお、追加4県（南部州2県、東部州2県）については、2024年第二四半期頃実施予定の詳細計画策定調査を経て決定することから、追加4県が決定後、対象県に対しての支援を開始する。

- (7) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第一期契約期間の活動状況・結果をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめ、機構とCP機関に提出する。同報告書に記載される重要事項はJCCで報告し、機構と農業省から承認を得るものとする。

【第二期の業務（2024年11月～2026年10月（24ヵ月））】

- (1) ワーク・プラン（第二期）の合意

前年次ワーク・プラン（第一期）に基づき、本年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プランを作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換を行い、活動内容をワーク・プランとして合意する。

- (2) 稲作栽培技術手法の再検討・実証試験

第一期の活動結果を踏まえ、稲作状況やFB0等対象農家が有する技術レベル、農業投資の経済的側面を考慮し、稲作栽培技術手法の改定に必要となる実証試験を開始する。実証試験サイトはプロジェクトサイトの中で土壌・環境等の違いを考慮し数カ所の設定を行う。実証試験の具体的な手順、方法や実施スケジュール等についてプロポーザルにて提案すること。なお、実証試験において上記項目以外で取り組むべきテーマがあれば、併せて提案する事。

- (3) ドナー間情報共有及び連携促進¹⁰

既往案件及び作成、本プロジェクトにて改訂する稲作栽培技術手法に関し、シエラレオネで活動中の他ドナー等に対しても情報共有を行うと共に、既往案件での取組、本プロジェクトでの活動方針、成果について共有する。他ドナーの活動を把握し、連携が効果的と判断されるアプローチについて検討すると共に機構の承認を得た上で連携を実施する。

¹⁰ ドナー間協力の方向性について、プロポーザルにて提案する事。

(4) 稲作栽培技術手法の普及継続

上記(1)と並行して、既存の稲作栽培技術手法の普及を継続して実施し、定着を図る。現場普及員、RARC等に対する研修を実施すると共に、活動成果のバラツキがみられた要因・課題についても情報収集・分析を行う。普及に対する根本的な課題を考慮し、栽培技術手法の普及に関する対応案を普及局・RARCと協議、検討する。

また、既存の紙による技術書に限定せず、デジタル(スマホ活用、動画等)活用した教材作成、展開方法や、ラジオや新聞、テレビ、SNS等のメディアを介した普及方法についても検討を行い、普及拡大手法を広く検討する。

(5) 種子生産・研究

RARCと協議の上、種子生産に関する稲作栽培技術手法の継続的な改善を検討・実施する。また、栽培方法や施肥量管理に関してRARC研究員と共に研究、支援を行う。

(6) 各県農業省事務所が作成する「年次計画書」の策定支援の継続

第一期に引き続き、県議会への予算申請書作成に対する支援を行う。

(7) プロジェクト事業進捗報告書の作成

第二期契約期間の活動状況・結果をプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめ、機構とCP機関に提出する。同報告書に記載される重要事項はJCCで報告し、機構と農業省から承認を得るものとする。

【第三期の業務(2026年11月~2028年10月(24ヵ月))】

(1) ワーク・プラン(第三期)の合意

前年次ワーク・プラン(第一期)に基づき、本年次の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プランを作成し、現地政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換を行い、活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) 稲作栽培技術手法の再検討・実証試験の継続、取りまとめ

第一期より継続している普及を継続すると共に、実証試験の結果、およびRARCとの協議による種子生産を考慮した稲作栽培技術手法の改訂を取りまとめる。取り纏めに当たっては追加プロジェクトサイトを含む対象州での適用可能性に留意するとともに、普及システムの課題も考慮した上で最終版を取りまとめる。

(3) ドナー間連携の継続、取りまとめ

他ドナー活動との連携を継続するとともに、結果について取りまとめる。また、稲作栽培技術手法の改訂・最終版の共有、他ドナーでの活用についても検討し、対象プロジェクトサイト以外での普及についても検討する。

(4) 全国展開に向けたプロジェクトの出口戦略に関する協議の実施

出口戦略について、案件開始当初から検討を開始し、プロジェクト終了後、全国レベルで稲作技術普及、種子生産が拡大するためのアプローチを

CP 機関と協議する。技術普及の持続性、普及システム、認証を含む種子生産、農家等対象組織にとって適用のしやすさに留意し検討・協議を行うこと。

(5) エンドライン調査の実施¹¹

第一期に実施したベースライン調査で調べた項目につき、プロジェクト最終年次における現状を調査し、現状変化を取り纏め、指標の変化を分析する。また、経済的側面を考慮した普及の結果、成果・費用の比較し、普及による経済効果を具体的に算出し、本プロジェクト終了後シエラレオネ政府により行われる稲作振興・普及を促進するための資料を作成する。また、エンドライン調査については、再委託も可とする。なお、再委託に係る経費は上限額内での扱いとする。

(6) 最終セミナーの実施

プロジェクトの成果をシエラレオネ側関係者に広く広報するため、CP と共に最終の現地セミナーをフリータウンにて1回開催する。セミナー対象者はプロジェクト関係者だけでなく、CARD 関係者、NRDS タスクメンバー、地方公共団体関係者、他ドナー、NGO や研究機関などを含める。

(7) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約期間の活動状況をプロジェクト事業完了報告書として取りまとめ、機構と CP 側に提出する。同報告書に記載される重要事項は JCC で報告し、機構と CP から承認を得るものとする。

第8条 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等および提出期限は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第一期はプロジェクト業務進捗報告書（第一期）、第二期はプロジェクト業務進捗報告書（第二期）、第三期はプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照のこと。

期	報告書名	提出時期	部数
第一期	業務計画書（第一期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	・和文：2部 ・電子データ
	ワーク・プラン （全体期間及び第一期）	業務開始から3カ月以内	・英文：5部 ・電子データ

¹¹ ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法、現地再委託の有無等について、プロポーザルにて提案する事。

	Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時（1カ月以内）	・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 2	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	プロジェクト業務進捗報告書（第一期）	契約終了時 （契約書記載の日付）	・製本、和文：2部 ・製本、英文：1部 ・電子データ
第二期	業務計画書（第二期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	・和文：2部 ・電子データ
	ワーク・プラン（第二期）	業務開始から1カ月以内	・英文：5部 ・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	プロジェクト業務進捗報告書 （第二期）	契約終了時	・製本、和文：2部 ・製本、英文：1部 ・電子データ
第三期	業務計画書（第三期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	・和文2部 ・電子データ
	ワーク・プラン（第三期）	業務開始から1カ月以内	・英文：5部 ・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 7	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 8	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	Monitoring Sheet Ver. 9	前 Ver. から6カ月後	・電子データ
	プロジェクト業務完了報告書	プロジェクト終了後1カ月前	・製本、和文：5部 ・製本、英文：10部 ・電子データ

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクト概要（背景、経緯、目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）

- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
 - f) 業務フローチャート
 - g) 要員計画
 - h) 先方実施機関便宜供与負担事項
 - i) その他必要事項
- イ) プロジェクト業務進捗報告書/業務完了報告書記載項目（案）
- a) プロジェクト概要（背景、経緯、目的）
 - b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
 - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
 - d) プロジェクト目標の達成度（業務完了報告書のみ）
 - e) 上位目標達成に向けての提言（業務完了報告書のみ）
 - f) 時期活動計画（業務進捗報告書のみ）

添付資料

- ①PDM（最新版）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績（要員計画）
- ⑤研修員受入実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡しリスト（業務完了報告書のみ））
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

（2）技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下資料を提出する。なお、提出にあたっては、それぞれの完成年次のプロジェクト業務進捗報告書/業務完了報告書に添付して提出すること。

- ①ベースライン及び社会経済調査報告書
- ②改良稲作栽培技術手法書
- ③普及ガイドライン・マニュアル
- ④普及に使用された研修教材
- ⑤その他セミナー配布資料、広報素材等
- ⑥エンドライン調査報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	稲作栽培技術手法の改良につき、経済的側面を考慮した改善検討項目及び必要な調査、実証試験方法等	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 稲作栽培技術手法改良の方向性
2	RARCを中心とした種子生産計画の方向性に関する、調査項目、分析方法、種子生産支援方法、稲作栽培技術手法書との関連等	第6条 実施方針及び留意事項 (7) 種子生産計画の方向性
3	ドナー間協力の方向性	第7条 業務の内容 【第二期の業務】(3)
4	ベースライン及びエンドライン調査の実施方法、調査項目、分析方法、現地再委託の有無	第7条 業務の内容 【第一期の業務】(1) 【第三期の業務】(5)
5	業務用資機材、供与機材	第6条 実施方針及び留意事項 (5) 稲作栽培技術手法改良の方向性

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：稲作振興・普及、種子生産に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／稲作振興研修・普及
- 種子生産・研究
- 社会経済調査

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 51 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／稲作振興研修・普及）】

① 類似業務経験の分野：稲作振興、研修強化・普及に係る各種業務

② 対象国及び類似地域：アフリカ及び全途上国

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：（種子生産・研究）】

- ① 類似業務経験の分野：稲作振興、種子生産・研究に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：社会経済調査】

- ① 類似業務経験の分野：社会経済調査に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務については、以下3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- 第一期：2023年11月～2024年10月（12ヵ月）
- 第二期：2024年11月～2026年10月（24ヵ月）
- 第三期：2026年11月～2028年10月（24ヵ月）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 90.50 人月（現地：87.00人月、国内：3.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/稲作振興研修・普及（1号）
- ② 種子生産・研究（2号）
- ③ 社会経済調査（3号）
- ④ 灌漑水管理
- ⑤ 農業機械
- ⑥ 農民間普及
- ⑦ ドナー間協力

3) 渡航回数を目途 全60回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託/現地リソースの活用

➤ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」

参照)。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- シエラレオネ国農業・食糧安全保障省と締結した基本合意文書（R/D：Record of Discussions）（2023年3月）
- 稲作栽培技術手法改良書（一式）

2) 公開資料

- カンビア県農業強化支援プロジェクト完了報告書（2009）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000247344>
- カンビア県農業強化支援プロジェクト終了時評価報告書（2009）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000254523>
- シエラレオネ国 持続的稲作開発プロジェクト事業完了報告書（2014）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000022260>
- シエラレオネ共和国 持続的稲作開発プロジェクト終了時評価調査報告書（2014）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000015758>
- シエラレオネ国 持続的コメ生産プロジェクト事業完了報告書（2022）
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000048657>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有

プロジェクト執務室および南部・東部のオフィス整備に係り、家具類（テーブル、書棚、エアコン等）、オフィス機材類はシエラレオネ側負担により設置されることとなっているが、それらが不十分な場合や修繕が必要となる場合に備え、9,000,000円を定額計上としている。

なお、発電機、コピー機、PCについては積算必須とし、それ以外に業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

このうち、オフィスワーク用機材（プロジェクター、ビデオカメラ等）については、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め提案すること。

なお、JICAによるプロジェクト車両（3台）の調達を予定しているが、そのた

めの諸経費（含む運転手備上費用、燃料及び車両整備費用、保険料等の必要経費）を本見積りに計上すること。

(6) 安全管理

本プロジェクトの実施地域にはこれまで事業実績のない地域も含まれることから、受注者は、現地作業期間中、安全管理に十分留意することとする。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとする。また JICA ガーナ事務所及びシエラレオネ支所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段について同所と緊密に連絡を取るよう留意することとする。

プロジェクトの執務室の具体的な安全対策については、業務開始直後に JICA と相談しながら検討、実施することとする。

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

492,743,400円（税抜）

なお、定額計上分 72,600,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	プロジェクト執務室および南部州・東部州オフィス整	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施	9,000,000円	南部2県オフィス整備費： 6,000,000円(3,000,000円*2 拠点) 修繕費（事務所含む）： 3,000,000円(50,000円*60カ	一般業務費 施設・設備等 関連費 一般業務費 施設・設備等

	備費	上の条件 (5)対象国の 便宜供与		月)		関連費
2	稲作栽培技術手法の普及継続等に係る経費	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (4)稲作栽培技術手法の普及継続等	60,800,000円	研修・普及経費:50,000,000円(10,000,000円*5年)	一般業務費	セミナー等実施関連費
				研修費(農業研究所):9,600,000円(400,000円*24回)	一般業務費	セミナー等実施関連費
				農業研究所用資材:1,200,000円(20,000円*60ヵ月)	一般業務費	施設・設備等関連費
3	実証農場の設立経費	第2章 特記仕様書案 第3条 プロジェクトの概要 5)活動の概要 活動3-5	2,800,000円	実証農場にて使用する以下機材費 (ハンドトラクター4台:800,000円、選別器1台:800,000円、精米機1台:800,000円、脱穀機1台:150,000円)	機材費	機材購入費
				機材輸送費:250,000円	機材費	機材送料

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ/パリ/アジスアベバ⇒アクラ(ガーナ)⇒フリータウン

(7) 車両関連費

普及促進に係り、BES、FEW等の普及員が普及活動に必要となるバイクの供与、関連するバイク保険、維持管理費、燃料費等が必要不可欠と考える場合にはプロポーザルにて理由と共に提案する事。なお、係る経費は上限額内に含めること。

(8) CP旅費

CP旅費についてはシエラレオネ国側負担となる想定ではあるが、先行案件等においてCP旅費の支給を行ったこともある。CP旅費については先方政府負担とする想定しているが、詳細計画策定調査時に改めて確認・協議する事とし、必要性がある場合には別途契約変更にて追加する。

(9) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(10) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/稲作振興研修・普及</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>種子生産・研究</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>社会経済調査</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	

イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法：Microsoft-Teamsによるカメラオンでの実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teamsを使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ②電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注）JICA在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上